

## 総社市告示第97号

総社市そうじゃ未来資金支給要綱を次のとおり定める。

令和2年7月13日

総社市長 片岡 聡 一

### 総社市そうじゃ未来資金支給要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業収入が減少した中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組み、事業を継続する意思のあるものに対し、予算の範囲内で総社市そうじゃ未来資金（以下「支援金」という。）を支給することにより、中小企業者等の事業の継続を支援することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等と認められるものをいう。  
(2) 支給対象事業者 別記に掲げる支援金が支給される中小企業者等をいう。  
(3) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。  
(4) 一般旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業をいう。

#### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、10万円とする。ただし、旅館業又は一般旅客自動車運送事業を行う支給対象事業者については、50万円とする。

#### (支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支給対象事業者（以下「申請者」という。）は、支援金支給申請書を、市長に提出しなければならない。  
2 前項の申請書の提出期限は、令和2年10月30日とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

#### (支給の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに申請の内容を審査の上、支給又は不支給を決定し、当該申請者に対し、支給決定通知書又は不支給決定通知書により通知するものとする。  
2 市長は、支給を決定した支給対象事業者（以下「支給決定者」という。）に対し、支援金を支給するものとする。

#### (支給決定の取消し)

第6条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定を取り消すことができる。  
(1) 支給対象事業者の要件に該当しなくなったとき。  
(2) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき。

#### (支援金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

#### (受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の支給を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

#### (周知)

第9条 市長は、支給対象事業者の要件、申請の方法等の支援金の概要について、広報その他の方法による周知を行うものとする。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和2年7月15日から施行する。

## 別記（第2条関係）

### 支給対象事業者

支給対象事業者とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- 1 市内に主たる事業所又は従たる事業所が所在していること。
- 2 市内で事業を営んでいること。
- 3 令和2年4月1日において開業していること。
- 4 新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組み、事業を継続する意思があること。
- 5 次のいずれかに該当すること。ただし、射幸心をそそるおそれがあること又は公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でない認められるものに該当する事業を行うものでないこと。
  - (1) 医師、歯科医師又は助産師
  - (2) 系統出荷による収入のみである個人農業者、林業者又は水産業者
  - (3) 一般財団法人又は公益財団法人
  - (4) 一般社団法人又は公益社団法人
  - (5) 医療法人
  - (6) 学校法人
  - (7) 農事組合法人
  - (8) 社会福祉法人
  - (9) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、企業組合又は協業組合等、会社又は会社に準ずる営利法人
  - (10) 個人事業主の商工業者
  - (11) 特定非営利活動法人（収益事業を行っているものに限る。）
- 6 令和2年1月から同年8月までの任意の1箇月（以下「対象月」という。）の売上が、前年同月（以下「比較月」という。）比20%以上（業歴3箇月以上1年未満の場合は、対象月を含む過去3箇月の平均売上等と比較して、20%以上）減少していること。この場合において、店舗拡大等により、比較月との比較では売上の減少が明らかであると判断できない場合は、合理的な手法による売上の減少が20%以上であること。
- 7 対象月と比較月とが属する事業年度若しくは年の事業収入額又はそれらに相当するものとして市長が認める額から対象月の事業収入額に1.2を乗じて得た額を控除した額が、10万円（旅館業又は一般旅客自動車運送事業を行うものについては、50万円）以上であること。
- 8 次のいずれにも該当すること。
  - (1) 個人又は法人（以下「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
  - (2) 法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していないこと。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。